

# 村田町行財政改革プログラム

－簡素で効率的な自治体経営への挑戦－

平成18年 3月

村 田 町

## 目 次

はじめに

第 1	基本的な考え方	1
1	これまでの行政改革	1
2	なぜ行財政改革が必要か	1
3	改革の基本理念	2
第 2	推進にあたって	2
1	取り組む姿勢	2
2	行財政改革プログラムの推進期間	3
3	行財政改革プログラムの策定	3
第 3	具体的な行財政改革の実施項目	5
*	行財政改革プログラム実施項目の系統図	7
第 4	行財政改革プログラム（取組事項シート）	8
1	定員管理及び給与の適正化	8
2	議会の改革	12
3	行政ニーズの迅速・的確な対応を可能とする組織づくり	13
4	徹底した事務事業の見直し	27
5	職員の意識改革と能力開発	34
6	電子自治体の推進	40
7	民間委託の調査・検討	41
8	情報公開の推進による透明性の向上	45
9	住民と行政の協働の推進	47
10	財政運営の適正化	49

参考資料

*	村田町行財政改革推進本部名簿等	53
*	村田町行財政改革推進本部設置要綱	54
*	村田町行財政改革懇談会設置要綱	56
*	行財政改革プログラム推進の体制	57
*	行財政改革プログラム策定工程表	58

## はじめに

村田町は、事務事業の見直しや組織機構の簡素合理化など、その時代にあった地方自治・新時代に対応した行政運営に対応するため、これまで数度にわたり行政改革に真摯に取り組んでまいりました。特に、昨年度においては、町民の多くの皆様の参加を得ながら、「市町村合併」という大きな課題への取り組みをさせていただいたところですが、結果的には合併に至らず、村田町といたしまして、いわゆる自立の道を歩むことになったわけであります。

しかしながら、本町の財政状況を考えるとき、地方交付税、国庫補助負担金、税源移譲の地方税財政制度の三位一体改革が具体化する中であって、行財政運営がより一層の厳しさを増すのは必定であります。

こうした厳しい状況の中で、行政サービスを安定・継続して提供するとともに、将来の村田町を見越した様々な取り組みなど多くの諸課題に的確に対応し、多様化・高度化する町民ニーズに応えていくためには、行財政改革をより一層推進し、職員の意識改革はもとより、財政基盤の強化を図らなければなりません。

このため、単なる小手先の改革ではなく、「簡素で効率的な自治体経営への挑戦」という基本理念のもと、職員一丸となって町民の皆様のため働く決意を示すものとして、このプログラムを策定することにしたわけであります。

プログラムの策定にあたっては、町議会、行財政改革懇談会、町民の皆様からの意見・提案などを踏まえ、様々な角度から検討を重ねてまいりましたが、プログラムを実施するにあたり、町民生活に直結する重要な課題も多く、今後とも、町民や議員の皆様と更なる論議を重ね、理解と協力を得ながら着実に、かつ、誠実にこのプログラムに取り組み、必要の都度見直しを図りながら、円滑なる進行管理をしてまいり所存であります。

その過程においては、行財政改革プログラムの改革の視点の一つに「住民と協働のまちづくり」とありますように、これらの取り組みが行政サイドのみに終わることなく、協働の精神でもって、町民の皆様が積極的に町政に参画されんことを切にお願い申し上げます。

平成18年3月

村田町長 佐藤洋治

## 第1 基本的な考え方

### 1 これまでの行政改革

村田町ではこれまで、町政全般にわたり行政需要に即応した事務事業の見直しや組織・機構の簡素合理化、給与の適正化、定員管理の適正化、民間委託、OA化等事務改革の推進など行政事務の効率化、簡素化をより一層進める必要があるとして、次のとおり「行政改革大綱」を策定し、行財政改革にわたる改革に取り組んできました。

村田町行政改革大綱（昭和60年10月策定、計画期間：昭和60年度～62年度）

村田町第2次行政改革大綱（平成9年3月策定、計画期間：平成9年度～平成12年度）

### 2 なぜ行財政改革が必要か

#### （1） 行政に対する町民ニーズの多様化・高度化

少子・高齢化の進行や国際化、高度情報化の一層の進展、環境に対する関心の高まりなど、社会経済情勢が大きく変化しつつある中、町民の行政に対するニーズも多様化・高度化しております。それらに的確に対応するため、既成のルールにとらわれず抜本的に見直しを図り、責任と役割を十分検討し、公正で透明性の高い開かれた町政を一層推進することが求められております。

#### （2） 厳しい財政状況を踏まえた改革の必要性

国の構造改革により地方財政を取り巻く環境は厳しく変化し、本町の財政状況も地方交付税の大幅な減少、景気低迷による税収の悪化に加え、公債費などの義務的経費の増加により財政の硬直化が進み、厳しい状況下にあります。

この状況から財政の健全化が強く求められており、これまでの右肩上がりの経済成長を前提とした「あれもこれも」から「あれかこれか」の選択を徹底し、発想の転換や創意工夫など常にコスト意識を持ち、徹底した事務経費の節減に努め、町民の要望と信頼に応えるよう配慮する必要があります。

#### （3） 変革の時代への対応

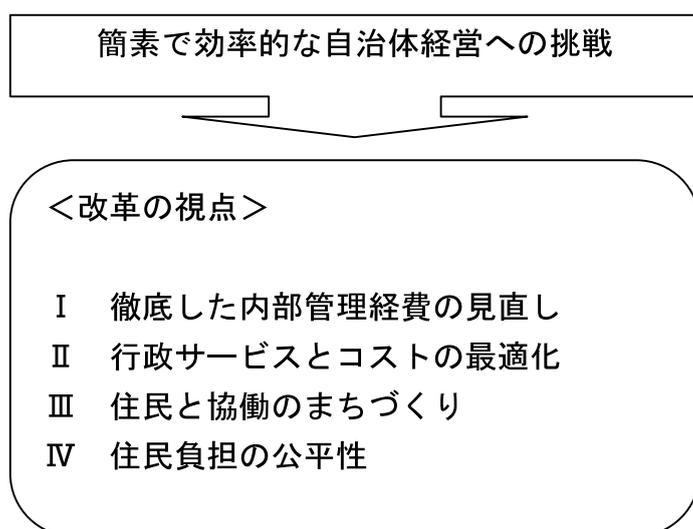
地方分権一括法の施行により、国と地方の役割分担については、まず基礎自治体である市町村を優先することとし、地方自治法においても、住民に身近な行政はできるだけ身近な行政機関が担うことが基本とされており、当町においても、地域における政策を主体的に推進する役割を担うことが求められております。このような状況では、職員の意欲・知恵・能力等が試される「地域間競争の時代」となっており、職員一人ひとりが自発的に「意識改革」を行っていく必要があります。

また、地域の様々な活動については、NPOやボランティア活動団体などの住民によ

る活動がこれからは活発化することが予想され、住民との協働による町運営の推進がこれまで以上に求められております。

### 3 改革の基本理念

これまで述べたとおり（１）行政に対する住民ニーズの多様化・高度化、（２）厳しい財政状況を踏まえた改革の必要性、（３）変革の時代への対応について、それぞれ現在、そして将来の町政に強く求められていることを踏まえ、「簡素で効率的な自治体経営への挑戦」を基本理念として掲げ、総務省が策定した行政改革の新たな指針に基づく集中改革プランとも連動する「行財政改革プログラム」を策定することとし、その骨子となる４つの「改革の視点」を次のとおりとしました。



## 第２ 推進にあたって

### 1 取り組む姿勢

「簡素で効率的な自治体経営への挑戦」にあたり、次の取組姿勢のもと積極的な改革に取り組んでいくこととします。

#### （１） 最小の経費で最大の効果を挙げる

「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」（地方自治法第２条第１４項）という基本原則に立ち返り、行政運営の費用対効果の検証を徹底して行いながら、多様化・高度化する住民ニーズへの対応と地域経済の活性化を図っていきます。

(2) 確実、迅速な事務処理と創意工夫

すべての職員が「行財政改革」を自らの問題として取り組み、町民の信頼のもと確実、迅速な事務を遂行し、あわせて主体的な創意工夫により簡素で効率的な行政運営を目指します。

(3) 推進状況の情報公開

定員及び給与の状況、財政状況等の公表に加え、行財政改革プログラムに対してどのような進捗状況にあるのかなどについても町民の皆様にも理解しやすいよう広報するように努めていきます。

## 2 行財政改革プログラムの推進期間

○平成17年度～平成22年度までの6年間

村田町新総合計画の最終年である平成22年度を一つの区切りとすることが適当であると考えます。(事業の再編・整理を新総合計画とリンクさせることができ、新たな総合計画策定に反映させることができる。)ただし、6年を前期(3年)・後期(3年)に分割し、集中的に取り組むプログラムを明確にしていきます。

(参考)

村田町新総合計画の期間

H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
前期(5年間)					後期(5年間)				
行財政改革プログラムの推進期間 (=集中改革プラン) 平成17年度～平成22年度									

## 3 行財政改革プログラムの策定

### 《4の改革視点と10の推進方策》

#### I 徹底した内部管理経費の見直し

これまでも、特別職給与、管理職手当のカット、事務の執行にかかる経費の削減など、内部管理経費の削減に取り組んできましたが、さらに厳しいレベルで人件費の見直しを行うなど、徹底した内部管理経費の見直しに取り組みます。

- 1 定員管理及び給与の適正化
- 2 議会の改革
- 3 行政ニーズへの迅速・的確な対応を可能とする組織づくり

## II 行政サービスとコストの最適化

限られた行政財産（人・物・金）で最大の効果を発揮するため、総花的な事業展開から脱却し、事務事業の優先度や行政関与の妥当性を検証しながら、真に必要な分野へ資源の重点配分を行います。また、施策の推進にあたっては、常にコスト削減のために多様な手法を検討し、最適な選択を行いながら取り組みます。

- 4 徹底した事務事業の見直し
- 5 職員の意識改革と能力開発
- 6 電子自治体の推進

## III 住民と協働のまちづくり

単なるコスト削減だけでは、財政危機を克服することはできません。一度原点に戻って、行政サービスは誰が担うのかを見直します。サービスを受ける側にとっては、サービスの供給主体が必ずしも行政でなければならないということはないと思います。むしろ質が高くコストが低いことが顧客志向にかなったものであり、多様な供給主体からサービスとそのコストを選択できることが望ましい。住民の自主・自立を最終的な理想形として、地域住民やボランティアの主体的な活動によるサービスの提供、民間事業者やNPOによるサービスの提供、行政がこれを支えるとともに、地域住民や民間事業者ができない時はサービスの提供を行う、真の協働のまちづくりを進めます。

- 7 民間委託の調査・検討
- 8 情報公開の推進による透明性の向上
- 9 住民と行政の協働の推進

## IV 住民負担の公平性

特定の人だけが特定のサービスを利用する場合、利用しない人との負担の公平性を確保しなければならないというのが「受益者負担の原則」であります。住民一般を対象として受益者を特定できないサービスやシビルミニマムを確保するためのサービスなど、地域社会全体で負担すべきものを除いては「受益者負担の原則」に則したサービスの提供により、住民負担の公平性を最大限確保できるよう取り組みます。

- 10 財政運営の適正化

### 第3 具体的な行財政改革の実施項目

#### 1 定員管理及び給与の適正化<<改革視点Ⅰ>>

##### <実施項目>

- ① 定員適正化計画の推進（職員定数削減の数値化）
- ② 職員給与の適正化
- ③ 諸手当制度の見直し
- ④ 特別職の非常勤職員の見直し

#### 2 議会の改革<<改革視点Ⅰ>>

##### <実施項目>

- ① 議員定数の削減・見直し／議員報酬の見直し

#### 3 行政ニーズへの迅速・的確な対応を可能とする組織づくり<<改革視点Ⅰ>>

##### <実施項目>

- ① 意思形成過程が簡素化されたフラットな組織編制
- ② 課等の再編・統合
- ③ 常勤特別職（町長を除く）のあり方
- ④ 総合窓口体制の充実
- ⑤ 委員会・審議会の見直し
- ⑥ 農業委員会委員定数の削減
- ⑦ 政策自治体への変貌

#### 4 徹底した事務事業の見直し<<改革視点Ⅱ>>

##### <実施項目>

- ① 事務事業評価の充実
- ② 事務事業の総点検と優先順位の決定
- ③ 幼稚園・学校の再編／施設の統廃合と再利用の検討
- ④ 保育所のあり方の検討
- ⑤ 補助金・交付金・負担金の見直し

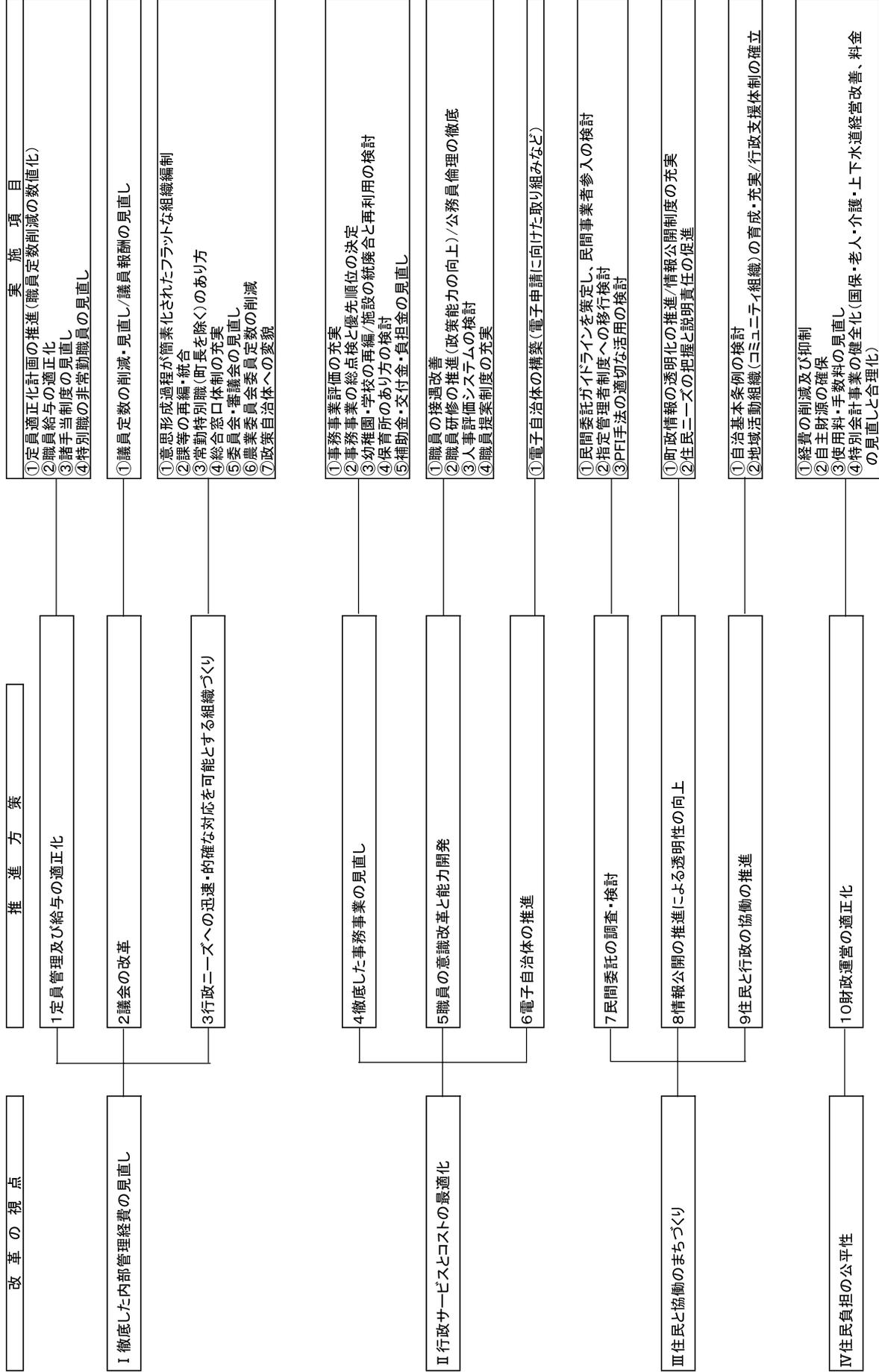
#### 5 職員の意識改革と能力開発<<改革視点Ⅱ>>

##### <実施項目>

- ① 職員の待遇改善
- ② 職員研修の推進（政策能力の向上）／公務員倫理の徹底

- ③ 人事評価システムの検討
  - ④ 職員提案制度の充実
- 6 電子自治体の推進<<改革視点Ⅱ>>
- <実施項目>
- ① 電子自治体の構築（電子申請に向けた取り組みなど）
- 7 民間委託の調査・検討<<改革視点Ⅲ>>
- <実施項目>
- ① 民間委託ガイドラインを策定し、民間事業者参入の検討
  - ② 指定管理者制度への移行検討
  - ③ PFI手法の適切な活用の検討
- 8 情報公開の推進による透明性の向上<<改革視点Ⅲ>>
- <実施項目>
- ① 町政情報の透明化の推進／情報公開制度の充実
  - ② 住民ニーズの把握と説明責任の促進
- 9 住民と行政の協働の推進<<改革視点Ⅲ>>
- <実施項目>
- ① 自治基本条例の検討
  - ② 地域活動組織（コミュニティ組織）の育成・充実／行政支援体制の確立
- 10 財政運営の適正化<<改革視点Ⅳ>>
- <実施項目>
- ① 経費の削減及び抑制
  - ② 自主財源の確保
  - ③ 使用料・手数料の見直し
  - ④ 特別会計事業の健全化（国保・老人・介護・上下水道経営改善、料金  
の見直しと合理化）

行財政改革プログラム実施項目の系統図



〔4〕行政改革プログラム(取組事項シート)

具体的推進方策		1 定員管理及び給与の適正化		① 定員適正化計画の推進					
取組事項	具体的取組内容	実施予定時期						所管課	
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
(1)職員数の削減		実施	実施	実施	実施	実施	実施	総務課	
年度	平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度								
職員数	172 173 171 167 164 159								
新規採用数	— 1 1 1 1 1								
前年退職者数	— 0 △3 △5 △4 △6								
削減数	— 1 △2 △4 △3 △5								
	H17年度 172人 H22年度 159人 削減数 13 削減率 7.6%								
	※ 事務の移譲等により、資格を必要とする専門職員の配置に当たっては、この計画の枠外とする。 また、現職員の中で当該専門資格を保有している職員の活用を図るとともに、資格取得が可能な職員の支援を行う。								
		削減効果 (単位:千円)	3,400	△ 6,700	△ 20,400	△ 31,600	△ 49,900		

[4]行財政改革プログラム(取組事項シート)(参考例)

具体的推進方策	1 定員管理及び給与の適正化	実施項目	②	職員給与の適正化					所管課
				17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
(1) 特別職給料の削減	平成19年度まで現行10%削減を継続する。	実施	実施	実施					総務課
		削減効果 (単位:千円)	△ 3,120	△ 260					
(2) 一般職給与の削減	平成17年度人事院勧告における給与構造の基本的見直しを受け、 俸給水準を平均4.8%程度引き下げ	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	総務課

[4]行財政改革プログラム(取組事項シート)

取組事項	1 定員管理及び給与の適正化	実施項目	③	諸手当制度の見直し					所管課
				17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
(1) 特別職手当の調査 検討	<p>具体的取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期末手当及び通勤手当の調査検討を行う。</li> <li>・職員給料の5%を上限とする。(但し、特殊事情を除く。)</li> <li>・課長等は、「時間外分析報告書」を翌月の10日まで総務課長に提出するとともに、課員の時間外勤務の状況を常に把握するものとする。</li> <li>・平成17年度は据え置き、18年度4万円、以後3万円刻みで通減。</li> <li>・支給割合を8/100から5/100へ改正。(H17. 4. 1から実施済)</li> </ul>	調査・検討	調査・検討					総務課	
(2) 時間外手当の削減		検討・実施	実施	実施	実施		実施	総務課	
(3) 寒冷地手当の削減		実施	実施	実施	実施			総務課	
(4) 管理職手当の見直し		実施済						総務課	

[4]行財政改革プログラム(取組事項シート)

取組事項	具体的取組内容	実施項目		特別職の非常勤職員の見直し			
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
1	定員管理及び給与の適正化	④					
(1)非常勤職員の常勤化 (職員の人事配置対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 幼稚園園長</li> <li>② 児童館長</li> <li>③ 歴史みらい館長</li> <li>④ 中央公民館長</li> </ul>	検討 実施済 実施済 検討	検討  検討	実施			教育委員会 健康福祉課 教育委員会 教育委員会
(2)職の統合等の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 結婚相談員(条例廃止)</li> <li>② 消費生活相談員</li> <li>③ 環境美化指導員</li> <li>④ 環境美化推進員(整理統合の方向で)</li> <li>⑤ 青少年生活安全指導員</li> <li>⑥ 幼稚園副園長</li> </ul> ※ (検討の一例) ①、②、⑤を統合し、町独自の相談員制度を確立する。	実施済 検討 検討 検討 検討 実施済	検討 検討 検討 検討 検討 実施済				生活環境課 生活環境課 生活環境課 生活環境課 教育委員会 教育委員会

〔4〕行財政改革プログラム(取組事項シート)

取組事項	2 議会の改革	実施項目	① 議員定数の削減・議員報酬の見直し	実施予定時期				所管課						
				17年度	18年度	19年度	20年度		21年度	22年度				
(1) 議員定数の削減	<p>具体的取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町議会議員の定数については、議員提案による自主的取組に基づき見直し・調整を行い、現行の18人を4人減の14人とする。次回の町議会議員選挙から適用する。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>改選年次</td> <td>(現行)</td> <td>(改正後)</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>18人</td> <td>⇒ 14人</td> </tr> </table> <p>(参考 現行議員の任期) 平成19年 8月 3日</p>	改選年次	(現行)	(改正後)	平成19年度	18人	⇒ 14人	<p>17年度</p> <p>検討・条例化</p>	<p>18年度</p> <p>－</p>	<p>19年度</p> <p>実施</p>	<p>20年度</p> <p>△ 16,600</p>	<p>21年度</p> <p>△ 16,600</p>	<p>22年度</p> <p>△ 16,600</p>	議会事務局
		改選年次	(現行)	(改正後)										
		平成19年度	18人	⇒ 14人										
(2) 常任委員会の検討	<p>削減効果 (単位:千円)</p>	<p>－</p>	<p>△ 10,400</p>	<p>△ 16,600</p>	<p>△ 16,600</p>	<p>△ 16,600</p>	議会事務局							
	<p>検討</p>	<p>検討</p>	<p>実施</p>	<p>検討</p>	<p>検討</p>	<p>検討</p>		<p>総務課</p>						
(3) 議員報酬の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>常任委員会のあり方について検討する。</li> <li>近隣町との均衡を検証し、検討する。</li> </ul>	<p>検討</p>	<p>検討</p>	<p>検討</p>	<p>検討</p>	<p>検討</p>	<p>検討</p>	<p>総務課</p>						

[4]行財政改革プログラム(取組事項シート)

取組事項	3 行政ニーズへの迅速・的確な対応を可能とする組織づくり	実施項目	①	意思形成過程が簡素化されたフラットな組織編制					所管課																										
				17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		22年度																									
(1)グループ制の導入	<p>行政ニーズへの迅速・的確な対応を可能とする組織づくり</p> <p>①平成18年度から係制を班制に移行し、グループ制を導入する。 ○事務分掌を班単位に再編統合する。(行政組織規則の改正) (係長制を廃止し、主査制へ。) ○主査の班への配置は、課長の権限・裁量で行う。 ○決裁順序は、担当者→主任主査→総括主査→課長……となる。</p> <p>○職制の改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>改正前の職名</th> <th>改正後の職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>主事</td> <td>主事(旧1級・2級)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>主事</td> <td>主事(旧3級)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>主事</td> <td>主任主査・主査(旧4級・5級)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>係長・主査</td> <td>総括主査・主任主査(旧6級)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>補佐・主幹</td> <td>課長・総括主査(旧7級)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>補佐・主幹</td> <td>課長(旧8級)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>課長・参事・副参事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>課長・参事</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	改正前の職名	改正後の職名	1	主事	主事(旧1級・2級)	2	主事	主事(旧3級)	3	主事	主任主査・主査(旧4級・5級)	4	係長・主査	総括主査・主任主査(旧6級)	5	補佐・主幹	課長・総括主査(旧7級)	6	補佐・主幹	課長(旧8級)	7	課長・参事・副参事		8	課長・参事		検討	実施					総務課
		職務の級	改正前の職名	改正後の職名																															
1	主事	主事(旧1級・2級)																																	
2	主事	主事(旧3級)																																	
3	主事	主任主査・主査(旧4級・5級)																																	
4	係長・主査	総括主査・主任主査(旧6級)																																	
5	補佐・主幹	課長・総括主査(旧7級)																																	
6	補佐・主幹	課長(旧8級)																																	
7	課長・参事・副参事																																		
8	課長・参事																																		
	②職員への周知・研修	実施						総務課																											

## グループ制導入の手引き

(付帯資料)

### 1 導入の背景

当町の組織は、課長一補佐一係長一係長一主事で事務処理の単位を階層的に定め、各々の所掌事務を明確に規定しております。この組織の長所は、指揮命令系統がはっきりしている、責任・権限が明確である、職務の一貫性が保ちやすい等があげられます。その反面、短所として組織が固定化し、係間に仕切りができてセクト意識が強くなっています。その結果、係間相互の連絡調整並びに仕事のムラや繁閑の差の調整がうまくとれなくなったり、系の壁があるため有効な人材の活用ができなかったり、係間の仕事の間で重複や隙間が生じ効率的に処理できない場合が発生しております。

このような問題を解決するためには、現行の係制を見直し、新たにグループ制を導入することにより組織の効率化を図るものです。

### 2 組織体系の見直し

係間事務事業の格差、繁閑期職員配置の硬直性など、これまでの係制が抱える課題を解消し、組織の動態化と職員の協働性の確保を目的に、平成18年4月1日から係制を班制に移行し、新たにグループ制を導入します。

### 3 グループ制のメリット

(1) 事務事業の執行に最も適した体制を柔軟にとることができ、事務配分の合理化と繁閑が調整され、職員の流動化が図られます。

例えば、今までそれぞれ2人と3人の係があったものを垣根を取り払い、オープンにして事務配分の調整ができるようなことも想定されます。

(2) 係間の壁が取り払われ、複数の職員での協業体制がとれるようになります。1人で頭を悩ませながら考えていたことが、複数の職員で企画することになり、良いアイデアが出やすくなります。

(3) グループ制は、課長のリーダーシップが求められます。課長は総括主査と共同して事務事業の問題点の把握や解決について常に気を配り、事務事業の執行体制の確立(組織づくり)に積極的に努めることで、組織全体の活力が高まることが想定されます。

### 4 グループ制の概要

係制が係ごとに定められた事務分掌に基づき、辞令を受けた係長が係員に指揮監督して仕事を進めていくタテ型の体制であるのに対し、グループ制は、課全体の事務分掌を個別の事務事業の班に大きく整理、分類するとともに、主査等を中心に職員を配置した班編成をすることにより、仕事を進めていくというヨコ型の体制を想定しています。

(1) 行政組織規則等の改正を行い、事務分掌を現在の係のくくりを大幅に見直し、大きな班単位に編成しなおします。

(2) 課長の権限、裁量で、主査等(複数可)を改正した新たな班に配置するものとします。(場合によっては、班を重複して配置することも可能です。)主査等の配置決定は、原則1年間とし、毎年4月1日に各課で作成する事務事業執行計画等に基づき決定します。主査等の配置を課長の権限、裁量で柔軟に変更することも可能ですが、頻繁に変更することで職員の混乱が生じないように注意が必要です。

○グループ制のくくりと事務分掌

□係制では

課	係	事務分掌	具体的な事務事業
○○課	□□係	1 △△△に関すること。	A 事務事業 B 事務事業 C 事務事業
		2 ◆◆◆に関すること。	D 事務事業 E 事務事業 F 事務事業 G 事務事業
	■係	1 ★★*に関すること。	
	◎◎係	1 ◎◎◎に関すること。	



係単位の事務分掌から再編統合して、班単位の事務分掌へ改正。



○グループ制では

課	班	事務分掌	具体的な事務事業
○○課	□□班	1 △△△に関すること。	A 事務事業 B 事務事業 C 事務事業
		2 ◆◆◆に関すること。	D 事務事業 E 事務事業 F 事務事業 G 事務事業
	■班	1 ★★*に関すること。	
		2 ◎◎◎に関すること。	

## 5 グループ制の運用

### (1) 主査等の配置の協議

課長は、人事異動発令後、主査等の配置決定に基づき、事務事業執行計画について人事担当主管課と協議し、町長に報告・確認を受けます。ただし、年度途中の軽微な変更については必要ないものとします。

### (2) 専決

専決規則上、主査等は、今までの係長がもつ専決権限を有することになります。決裁順序は、担当者→主任主査→総括主査→課長・・・となります。

## 6 職制の改正

職務の級	改正前の職名	改正後の職名
1	主事	主事
2	主事	主事
3	主事	主任主査・主査
4	係長・主査	総括主査・主任主査
5	補佐・主幹	課長・総括主査
6	補佐・主幹	課長
7	課長・参事・副参事	
8	課長・参事	

## 7 名刺の印刷例

村田 町 役 場 総務課〇〇班 〇〇担当	主に担当する事務事業の記入
主 査 氏 名	名  TEL 0224(83)2111 Fax 0224(83)5740

## 8 導入スケジュール

職員への周知、研修、法規整備等を行い、平成18年4月1日から全庁に一斉に導入します。

<スケジュール>

12月 全職員を対象としたグループ制の説明会を開催。

1月 班編成の協議

2月 班編成の確認作業

3月 最終的な法規整備作業

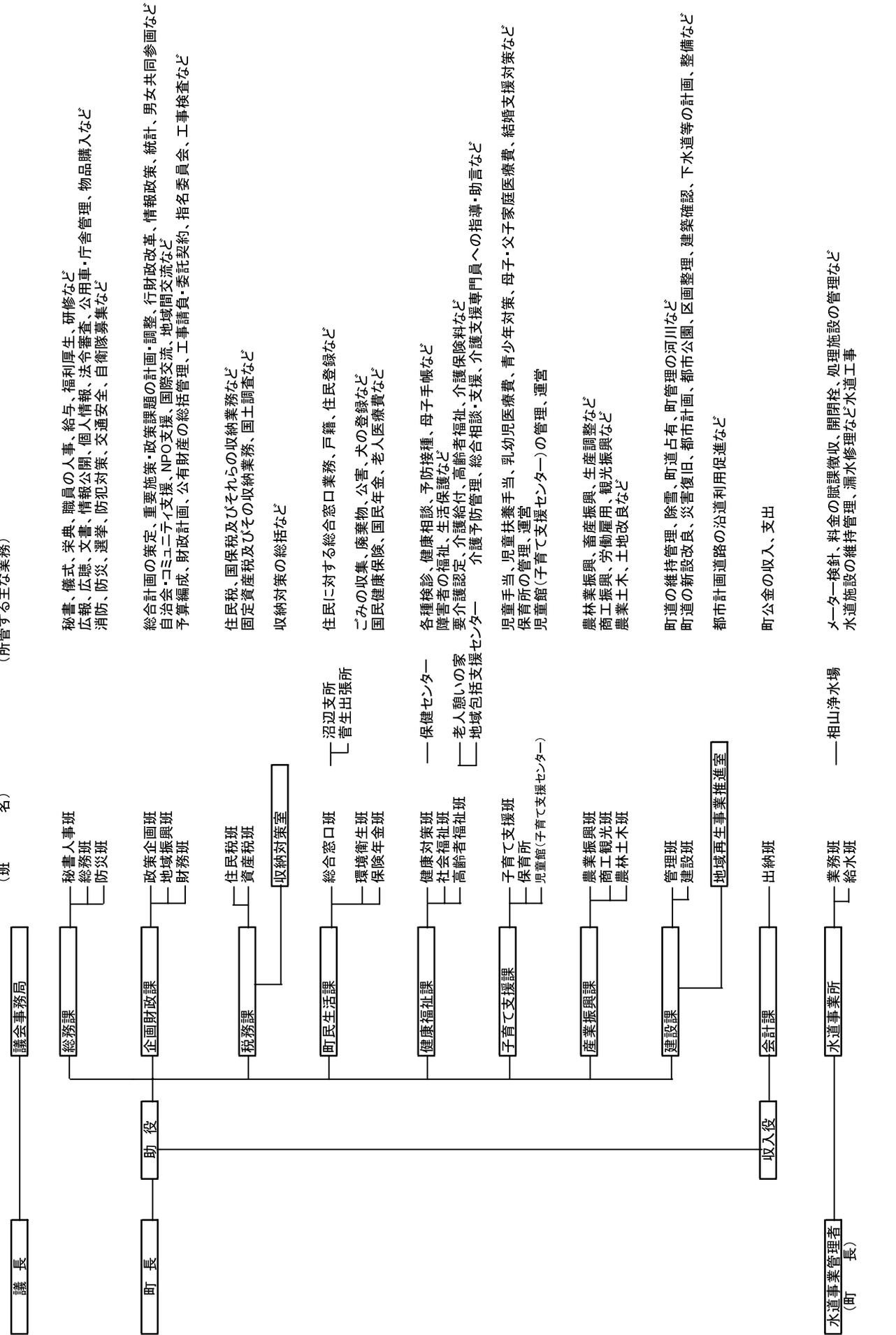
4月 辞令交付(全庁で係制からグループ制へ移行)



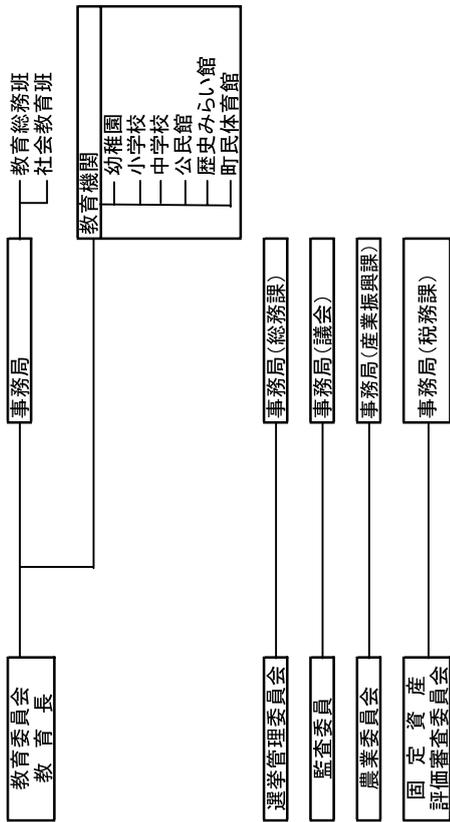
[4]行政財政改革プログラム(取組事項シート)

取組事項	3 行政ニーズへの迅速・的確な対応を可能とする組織づくり	実施項目	②	課等の再編・統合					
				17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
(1) 課等の再編	<p>具体的取組内容</p> <p>平成18年4月1日施行の行政機構図は別紙のとおり (13課3室2局2所 ⇒ 9課2室3局3所)</p>	検討	実施						所管課 総務課

村田町行政機構図(平成18年4月1日施行)



小・中学校及び幼稚園教育の振興並びに管理運営など  
社会教育・社会体育の振興、同施設の管理など



〔4〕行財政改革プログラム(取組事項シート)

取組事項	3 行政ニーズへの迅速・的確な対応を可能とする組織づくり	実施項目	③	常勤特別職(町長を除く)のあり方				
				17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(1)常勤特別職のあり方 (町長を除く)	<p>① 助役 (参考 地方自治法第161条第2項) 2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。</p> <p>(参考 助役の任期) 任期満了年月日 平成19年9月30日</p>	検討	検討				総務課	
	<p>② 収入役 (参考 地方自治法第168条第2項) 2 市町村に収入役を1人を置く。ただし、政令で定める市及び町村は、条例で収入役を置かず市町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。</p> <p>(参考政令 地方自治施行令第132条の2) 地方自治法第168条第2項に規定する政令で定める市は、人口10万未満の市とする。</p> <p>(参考 収入役の任期) 任期満了年月日 平成19年9月30日</p> <p>※第28次地方制度調査会の答申内容を注視しながら検討を加える。</p>							

〔4〕行財政改革プログラム(取組事項シート)

取組事項	3 行政ニーズへの迅速・的確な対応を可能とする組織づくり	実施項目	④	総合窓口体制の充実				所管課
				17年度	18年度	19年度	20年度	
(1) 窓口業務の改善	<p>① 総合窓口担当を創設する。 (行政組織体制の整備と連動して)</p> <p>② ワンストップ行政サービスの確立の調査研究 (庁内組織を効率よく連携し、人的ネットワークを確立する)</p> <p>③ 接遇マニュアルなどを含む住民サービス行動指針を作成する。</p>	検討	実施				総務課	
							全庁	
							全庁	
(2) 電子自治体の推進	<p>総合窓口業務をよりスムーズに行うため、「電子自治体の推進」の取組と連携して情報化戦略を調査研究する。</p> <p>① 各業務システムを統合し、統合ネットワーク型システムを構築する。</p> <p>② 情報系パソコンを職員一人一台に配備する。</p> <p>③ 各種申請書のHPでの公開及びダウンロードサービスの提供とその受付方法を確立する。</p>	検討	実施				企画財政	
							企画財政	
							企画財政	
(3) 時間延長と休日の対応	<p>① 時間延長窓口サービスの実施を検討 ・住民の利便性を考慮し、開庁時間を延長する方策の検討</p> <p>② 休日窓口サービスの実施を検討 ・住民が休日に各種申請を受理できる体制の検討 ・公共料金の支払い窓口の拡充を検討</p>	検討	検討・試行				全庁	

〔4〕行財政改革プログラム(取組事項シート)

取組事項	3 行政ニーズへの迅速・的確な対応を可能とする組織づくり	実施項目	⑤	委員会・審議会の見直し				
				17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
具体的推進方策	行政ニーズへの迅速・的確な対応を可能とする組織づくり	実施項目	⑤	委員会・審議会の見直し				
取組事項	具体的取組内容	実施時期						所管課
(1) 委員報酬の見直し	<p>1. 費用弁償額の見直し</p> <p>1,700円 ⇒ 1,500円</p>	実施済						全庁
(2) 委員会等の統合	<p>1. 統合への精査・分類(別紙資料参照)</p> <p>① 法令により残すもの</p> <p>② 特別に残すもの</p> <p>③ 統合するもの</p> <p>※ 一本化を図る中で、仮称「村田町行政推進審議会」設置の検討(例) 部会制度で対応する。</p> <p>観光開発審議会 農政審議会 環境審議会 総合計画審議会 行財政改革懇談会</p> <p>『行政推進審議会』</p>	検討	検討	実施				全庁
(3) 女性委員参画率の向上	<p>多くの町民の意見を行政に反映するため、幅広く委員の人選を行うとともに、女性委員の参画率の向上を図る。</p>	検討	実施	実施	実施	実施		全庁

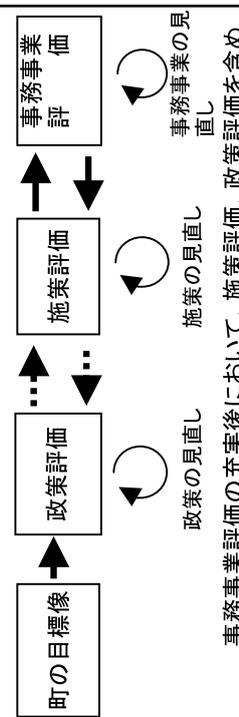
〔4〕行財政改革プログラム(取組事項シート)

具体的推進方策	3	行政ニーズへの迅速・的確な対応を可能とする組織づくり	実施項目	⑥	農業委員会委員定数の削減					所管課																				
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		22年度																			
(1) 委員定数の削減		<p>・ 農業委員会委員の定数は、下記のとおり現行の14人を2人減の12人とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">(現行の定数)</th> <th style="width: 30%;">⇒ (2減)</th> <th style="width: 30%;">(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙委員(10)</td> <td>=</td> <td>選挙委員(8)</td> </tr> <tr> <td>団体推薦(農協)(1)</td> <td>=</td> <td>団体推薦(農協)(1)</td> </tr> <tr> <td>団体推薦(共済)(1)</td> <td>=</td> <td>団体推薦(共済)(1)</td> </tr> <tr> <td>議会推薦委員(2)</td> <td>⇒ (1減)</td> <td>議会推薦委員(1)</td> </tr> <tr> <td>計 14</td> <td>⇒ (1増)</td> <td>計 12</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⇒ (2減)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(現行の定数)	⇒ (2減)	(改正後)	選挙委員(10)	=	選挙委員(8)	団体推薦(農協)(1)	=	団体推薦(農協)(1)	団体推薦(共済)(1)	=	団体推薦(共済)(1)	議会推薦委員(2)	⇒ (1減)	議会推薦委員(1)	計 14	⇒ (1増)	計 12		⇒ (2減)		<p>検討</p>	<p>実施</p>					農業委員会
			(現行の定数)	⇒ (2減)	(改正後)																									
選挙委員(10)	=	選挙委員(8)																												
団体推薦(農協)(1)	=	団体推薦(農協)(1)																												
団体推薦(共済)(1)	=	団体推薦(共済)(1)																												
議会推薦委員(2)	⇒ (1減)	議会推薦委員(1)																												
計 14	⇒ (1増)	計 12																												
	⇒ (2減)																													
削減効果 (単位:千円)	△ 43	△ 526	△ 526	△ 526	△ 526																									
		<p>(参考 現行委員の任期) 平成19年 2月28日</p> <p>・ 定数を定める条例の制定</p>	<p>検討</p>	<p>実施</p>						農業委員会																				

〔4〕行財政改革プログラム(取組事項シート)

取組事項	3 行政ニーズへの迅速・的確な対応を可能とする組織づくり	実施項目	⑦	政策自治体への変貌					所管課	
				実施予定時期						
				17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
(1) 担当部門の強化	① 課の再編・統合により、政策機能を集約する部門を強化し、役場全体での政策の一元化を図る。	検討	実施							総務課
(2) 職員研修	② 地方分権を踏まえた独自政策、国・県の動向を踏まえた規制緩和や権限委譲の調査研究を推進する。	検討	調査			調査	調査	調査	調査	企画財政
						実施	実施	実施	実施	

〔4〕行財政改革プログラム(取組事項シート)

取組事項	4 徹底した事務事業の見直し	実施項目	① 事務事業評価の充実					所管課
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
(1) 事業評価のあり方の見直し	<p>具体的取組内容</p> <p>○ 「村田町総合計画進行管理システム」の効果をより高めるため、従来の評価調書を住民にとって理解されやすく、そして、より簡潔で統一性のあるものに発展させ、事業ごとの費用と成果を明らかにするとともに、事業の廃止、中止、縮小及び優先順位を容易に判断できるものとし、もって効率的な行政運営を図る。</p> <p>○ 庁内検討委員会の設置(設置済)</p> <p>「村田町新総合計画進行管理委員会」(平成13年度～)</p> <p>○ 事業評価の導入(導入済)(平成16年度～)</p> <p>▽評価の視点</p> <p>①町の発展と住民福祉に寄与する事業か。</p> <p>②今すぐ行わなければならない事業か。</p> <p>③町が主体的に担うべき領域・分野の施策か、民間に移管することが適切でないか。</p> <p>④目標設定と手段が適切で、効果の高い施策となっているか。</p> <p>⑤事業の持つ価値が変化し、必要性、妥当性、優先性が薄れていないか。</p>	検討	検討	実施			企画財政課 全庁	
(2) 政策評価システムの構築検討	<p>政策的取組内容</p> <p>○ 政策評価プロセスの流れ</p> 	検討	検討	検討	検討	方針決定	企画財政課 全庁	

〔4〕行財政改革プログラム(取組事項シート)

取組事項	4 徹底した事務事業の見直し	実施項目	② 事務事業の総点検と優先順位の決定					所管課
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
(1) 基本的な考え方	<p>厳しい行財政環境が続く中で、新たな行政課題や複雑・多様化する行政ニーズに的確に対応していくためには、これまでの前例・慣例にとらわれない新たな発想や効果的な方法で事務事業の総点検、優先順位の設定等を絶えず行い、最小の経費で最大の効果があがるよう、常にコスト意識や経営感覚を持ちながら、行政サービスの向上を図る。</p>							
(2) 事務事業の整理 合理化	<p>① 有線放送電話事業 ② なかよし交流事業 ③ 敬老祝金支給事業の見直し(支給額の変更、年齢区分の検討) ④ 下水道事業(合併浄化槽事業との方向性) ⑤ 沼辺支所・管生出張所のあり方 ⑥ 幼稚園・小学校・中学校の再編(再掲) ⑦ 学校給食・調理業務(再掲) ⑧ 中央公民館益踊り大会(各地区事業へ) ⑨ 新春顔合わせ事業 ⑩ 教員補助設置事業 ⑪ 育ちあい保育事業 ⑫ その他</p>	<p>検討 検討 検討 検討 検討 検討 調査 検討 検討 検討 検討</p>	<p>検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討</p>	<p>廃止 方針決定 方針決定 検討 検討 検討・実施 方針決定 実施 方針決定 検討 検討・廃止</p>	<p>検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討</p>	<p>検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討</p>	<p>総務課 総務課 健康福祉課 建設課 総務課 教育委員会 教育委員会 教育委員会 教育委員会 教育委員会 教育委員会 全庁 全庁 建設課 全庁 生活環境課 全庁 総務課 全庁</p>	
(3) 事務執行の簡素 合理化	<p>① 経理事務の集中化(財務会計システムの運用状況を踏まえ、課ごとに行っている経理事務等を集中化し、効率化を図る。) ② 公用車の適正管理 ③ 道路の維持管理の委託 ④ 財政援助団体への行政関与の見直し ⑤ 朝の一掃き運動推進事業(地域事業へ) ⑥ 1課1事務事業の見直し(毎年度) ⑦ 土地改良区業務のあり方 ⑧ 総合地図情報システムの検討 ⑨ その他</p>	<p>検討 検討 検討 検討 実施 実施 検討 検討</p>	<p>検討 検討 検討 検討 実施 実施 検討 検討</p>	<p>実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施 実施</p>	<p>検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討</p>	<p>検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討 検討</p>	<p>全庁 全庁 建設課 全庁 生活環境課 全庁 総務課 全庁</p>	

〔4〕行財政改革プログラム(取組事項シート)

具体的推進方策		4 徹底した事務事業の見直し		実施項目		③ 幼稚園・学校の再編 / 施設の統廃合と再利用の検討		
取組事項	具体的取組内容	実施時期						所管課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
(1) 専門委員会の設置	再編に係る諸課題を検討・処理するため、専門委員会を設置する。 (2)～(4)までの再編の方向性は以下のとおりとし、実施にあたっては専門委員会を核として協議を充分行うものとする。 なお、更なる再編統合が必要な場合は、検討を加えるものとする。 ・ 幼稚園を2園に再編する。	設置・協議	協議	協議	協議	協議	教育委員会	
(2) 幼稚園の再編	・ 削減効果 (単位:千円) 約 △ 6,300 ・ 小学校を2校に再編する。	調査	検討	検討・実施	検討・実施	協議	教育委員会	
(3) 小学校の再編	・ 削減効果 (単位:千円) 約 △ 32,000 ・ 中学校は、2校とする。	調査	調査	検討	検討	実施	教育委員会	
(4) 中学校の再編		調査	調査	検討	検討	検討	教育委員会	
(5) 通園・通学の確保	幼稚園、小学校の再編等により、公共交通の確保を図る。 ・ 学区変更に伴い、スクールバスの導入を図る。	調査	調査	一部実施	検討	実施	総・企・教委	
(6) 学区制の見直し	上記(2)～(4)までの再編の方向性と連動して学区制の見直しを図る	検討	検討・見直し	検討・見直し	検討・見直し	検討・見直し	教育委員会	
(7) 学校施設の耐震化	以下の対応・状況をもって耐震化を推進する。 ・ 小学校は、1校の新築を予定する。併せて、他の学校は校舎の耐震のあり方等を検討する。 ・ 幼稚園は、村田幼稚園が新建築基準対応。 ・ 幼稚園舎にあつては、耐震診断等を実施し検討する。 ・ 中学校は、一中、二中とも新建築基準対応。	調査	検討	検討	検討	実施	総・企・教委	
(8) 学校給食のあり方の検討	小学校の再編により、給食のあり方を検討する。 (民間委託に移行するか、給食施設を新設するかなど)	調査	検討	方針決定	検討	実施	教育委員会	
(9) 学校施設の再利用	結果的に、幼稚園・小学校が再編されるので、その施設をどのように活用していくかを検討する。※各施設の耐震化を考慮する必要がある。	調査	検討	検討	方針決定	一部実施	総・企・教委	

学年別の園児・児童生徒の推移見込み (付帯資料1)

現学年	中3	中2	中1	小6	小5	小4	小3	小2	小1	幼(年長)	幼(年少)	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児
1小学区	59	58	62	50	61	61	58	52	58	53	56	57	47	44	38
3小学区	23	16	16	11	13	12	11	14	15	16	22	18	15	15	7
4小学区	11	10	7	10	9	9	6	7	2	8	5	6	6	4	3
5小学区	9	7	6	5	4	6	2	9	6	7	8	7	3	5	3
一中学区	102	91	91	76	87	88	77	82	81	84	91	88	71	68	51
2小学区	31	34	35	33	29	35	37	37	29	31	28	19	24	26	20
二中学区	31	34	35	33	29	35	37	37	29	31	28	19	24	26	20
総計	133	125	126	109	116	123	114	119	110	115	119	107	95	94	71

- (注) 1. 0歳児～3歳時及び幼(年少)は、「学区別出生状況」による。  
 2. 幼(年長)は、平成18年度小学校入学予定児童数による。  
 3. 小学校1年～中学3年の児童生徒数は、平成17年5月1日現在の児童生徒数による。  
 4. 中学3年は、平成2年度に誕生、0歳児は、平成16年度の誕生である。

(付帯資料2)

学 校 名	建 築 年 月	経 過 年 数	構 造	床 面 積	教 室 数		摘 要
					普 通 教 室	特 別 教 室	
幼 稚 園	村田幼稚園	H7.3	10 R	839	5	1	新建築基準のため耐震診断不要
	沼辺幼稚園	S46.1	34 W	233	4	1	
	小泉幼稚園	S51.2	29 W	310	3	1	
	菅生幼稚園	S52.12	28 W	218	2	1	
	足立幼稚園	S54.12	26 W	259	2	1	
	村田第一小学校	S43.3	37 R C	3,375	14	9	
小 学 校	村田第二小学校	S46.3	34 R C	2,294	8	10	
	村田第三小学校	S48.3	32 R C	1,781	6	5	
	村田第四小学校	S50.3	30 R C	1,549	6	5	
	村田第五小学校	S47.1	33 R C	1,496	4	7	
	村田第一中学校	S56.3	24 R C	4,815	11	18	新建築基準のため耐震診断不要
村田第二中学校	S62.4	18 R C	3,993	5	13	新建築基準のため耐震診断不要	

〔4〕行財政改革プログラム（取組事項シート）

取組事項	4 徹底した事務事業の見直し	実施項目	④	保育所のあり方の検討				
				17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(1)町内2保育所の検討	<p>具体的取組内容</p> <p>幼保一体化ではなく、保育所の増を検討する。</p> <p>共働き家庭の増加で長時間の預かりが可能な保育所の需要が高まっている。</p> <p>幼稚園の空き教室を保育所で活用するなど、幼保連携に関する全国的な議論はこうした流れのなかで生まれ、97年に旧文部省と旧厚生省が、共同で「幼稚園と保育所のあり方に関する検討会」を発足。さらに、小泉内閣が構造改革特区構想を打ち出し議論は活発化し、「幼保一元化」や「幼保一体化」に関するものが多く出されたところである。</p> <p>【幼保一体化】</p> <p>幼稚園・保育所が同一敷地内にあり、現行の法制度のもとで、職員の交流や幼児の交流、施設の相互活用等、教育的観点から幼児の教育、保育を進めていくこと。</p> <p>【幼保一元化】</p> <p>幼稚園・保育所が同一敷地内にあり、幼稚園・保育所の根拠法、設置運営基準、教育・保育の内容基準等が改正されたもとで、幼児の教育、保育を進めていくこと。</p>	検討	検討	検討				所管課 子育て支援課

〔4〕行財政改革プログラム（取組事項シート）

取組事項	4 徹底した事務事業の見直し	実施項目	⑤	補助金・交付金・負担金の見直し					所管課						
				17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		22年度					
(1) 補助金の整理合理化	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課から各団体の補助金決算状況についてヒヤリングを実施し、補助金の整理合理化を推進する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○補助金・交付金・負担金の統合</li> <li>○補助金・交付金・負担金の削減</li> <li>○補助金・交付金・負担金の廃止</li> </ul> </li> <li>補助金等審査会（庁舎内部組織）</li> <li>補助金交付基準の作成</li> </ul>	検討  検討 検討	実施  実施 実施	実施  実施 実施	実施  実施 実施	実施  実施 実施	実施  実施 実施	全庁  企画財政課 企画財政課							
									(2) 補助金の終期設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営費補助から事業費補助への転換を図り、新たな補助金の創設にあたっては、必ず終期設定を行う。</li> <li>既存の補助金等の終期設定</li> </ul>	検討  検討	実施  実施	実施  実施	実施  実施	全庁  全庁

〔4〕行財政改革プログラム(取組事項シート)

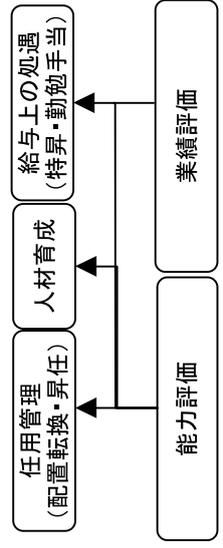
取組事項	5 職員の意識改革と能力開発	実施項目	①	職員の接遇改善					所管課
				17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
(1) 職員の接遇改善	<p>具体的取組内容</p> <p>(1) 職員接遇マニュアル等の作成 行政サービスの提供主体として、町民との接し方、特に窓口業務の改善、事務処理方法の統一化を図るため、職員接遇マニュアルや業務マニュアルを作成する。</p> <p>(2) 接遇研修や職場ぐるみでの改善 窓口におけるさわやかな応接、縦割り主義的な対応の是正、服装や勤務態度の品位保持など</p>	検討	検討・実施					全庁	
		検討	検討・実施					全庁	

〔4〕行財政改革プログラム(取組事項シート)

取組事項	5 職員の意識改革と能力開発	実施項目	②	職員研修の推進(政策能力の向上)/公務員倫理の徹底				
				17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(1) 職員研修の推進	<p>具体的取組内容</p> <p>(1) 人材育成に関する基本方針の作成 長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するため、職員研修の充実・人事制度の見直しなど、人材育成の目的、方策を明確にした人材育成基本方針を作成する。 (地方公務員法第39条第3項により)</p> <p>(2) 職員に能力開発の機会とその能力を行使する機会の確保 ①自己啓発の推進 ・職員の自主研究活動の支援 ・ポランティア活動や地域活動等の奨励 ・就学休業制度等の検討 ②職場研修(OJT) ③職場外研修(OFF-JT) ・階層別研修の充実 ・市町村アカデミーへの積極的参加 ・政策法務研修への参加 ・IT研修への参加</p> <p>(3) 研修成果の有効的活用 (ラウンドテーブルにて研究報告を行うなど)</p>	検討	実施					総務課
		検討・実施	検討・実施	実施	実施	実施	実施	総務課
(2) 公務員倫理の徹底	<p>(1) 職員が職務を遂行するにあたって、常に自覚しなければならぬ公務員倫理の意識高揚のため、倫理研修を実施するとともに、職場内においても職員の職務に対する責任感の醸成など、資質向上が図られる環境づくりを行う。</p>	検討	検討・実施	実施	実施	実施	実施	総務課・全庁
		検討	検討・実施	実施	実施	実施	実施	総務課

〔4〕行政改革プログラム(取組事項シート)

取組事項	5 職員の意識改革と能力開発	実施項目	③	人事評価システムの検討					所管課
				17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
(1)人事評価システムの導入	<p>具体的取組内容</p> <p>(1) 必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分権型社会を構築できる人材の育成</li> <li>・職員意識の改革、能力開発</li> <li>・能力、業績を重視した公正・公平な人事管理の確立</li> <li>・システム化による客観性・透明性・納得性の確保</li> </ul> <p>(2) 機能・目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な人材の育成</li> <li>・コミュニケーションによる組織の活性化</li> <li>・継続的な組織業績の達成</li> <li>・新たな課題に積極果敢、意欲的に挑戦する組織風土へ</li> </ul> <p>(3) 能力評価の導入</p> <p>どの程度、期待し求められる職務遂行能力を発揮できたかについて、職位別の各評価項目ごとに評価し、その合計で能力評価を行う。</p> <p>(4) 業績評価の導入</p> <p>個々の「業務目標」に対し、その達成度及び難易度から評価点を算定し、その合計評価点の平均により業績評価を行う。</p>	<p>検討</p>	<p>検討・試行</p>	<p>実施</p>	<p>見直し</p>	<p>見直し</p>	<p>見直し</p>	<p>総務課</p>	
									<p>検討</p>



人事評価システムの導入の考え方(モデル例)

区分		能力評価		業績評価																									
対象職員		全職種・全職位																											
被評価者と評価者	<table border="1"> <tr> <td>被評価者</td> <td>一般職</td> <td>監督職</td> <td>管理職</td> </tr> <tr> <td>評価者</td> <td>主事・主査・主任主査</td> <td>総括主査</td> <td>課長等</td> </tr> <tr> <td>調整者</td> <td>課長</td> <td>人事課長</td> <td>助役</td> </tr> <tr> <td></td> <td>助役</td> <td>町長</td> <td>町長</td> </tr> </table>	被評価者	一般職	監督職	管理職	評価者	主事・主査・主任主査	総括主査	課長等	調整者	課長	人事課長	助役		助役	町長	町長												
被評価者	一般職	監督職	管理職																										
評価者	主事・主査・主任主査	総括主査	課長等																										
調整者	課長	人事課長	助役																										
	助役	町長	町長																										
評価基準	組織の行動基準を踏まえ職位の性格によって求められる能力を具 体的な行動例(期待し求められる行動等)として例示したものを活用			目標管理を活用 ※仕事の難易度と達成度の組合せ																									
評価項目	<table border="1"> <tr> <th>類型区分</th> <th>評価項目等</th> </tr> <tr> <td>望ましい・望ましくない 行動例型</td> <td>「知識・技術」、「判断力」等、14項目の 中から職位別に10項目設定</td> </tr> <tr> <td>行動頻度着目型</td> <td></td> </tr> <tr> <td>項目絞込・水準達成型</td> <td>「知識・技術」、「思考力」等、6項目の 中から職位別に5項目設定</td> </tr> </table>	類型区分	評価項目等	望ましい・望ましくない 行動例型	「知識・技術」、「判断力」等、14項目の 中から職位別に10項目設定	行動頻度着目型		項目絞込・水準達成型	「知識・技術」、「思考力」等、6項目の 中から職位別に5項目設定	目標に対する成果		<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>目標 数</th> <th>業務 関係</th> <th>人材 育成</th> </tr> <tr> <td>一般職</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監督職</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>管理職</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> </table>		区分	目標 数	業務 関係	人材 育成	一般職	3	3	—	監督職	4	3	1	管理職	5	4	1
類型区分	評価項目等																												
望ましい・望ましくない 行動例型	「知識・技術」、「判断力」等、14項目の 中から職位別に10項目設定																												
行動頻度着目型																													
項目絞込・水準達成型	「知識・技術」、「思考力」等、6項目の 中から職位別に5項目設定																												
区分	目標 数	業務 関係	人材 育成																										
一般職	3	3	—																										
監督職	4	3	1																										
管理職	5	4	1																										
評価方法	5段階の絶対評価																												
評価結果の活用	人材育成、任用管理(配置転換、昇任・降任等)、給与上の処遇(特別昇給・昇給延伸・勤奨手当)に活用																												
基準日	能力評価(1回) 12月1日	業績評価(2回) 11月1日 5月1日																											

〔4〕行財政改革プログラム(取組事項シート)

取組事項	5 職員の意識改革と能力開発	実施項目	④	職員提案制度の充実					所管課
				17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
(1) 提案制度システムの確立	<p>職員の改革意欲を引き出し、政策形成から事務改善に至るまで多種多様な提案ができるよう制度の充実と提案の実現化に努める。</p> <p>(1) 提案制度の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事務能率の向上</li> <li>② 住民サービスの向上</li> <li>③ 改善意欲の向上</li> </ul> <p>(2) 提案方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 1課1提案制度</li> <li>1課1事務改善の着眼点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性</li> <li>・重要性</li> <li>・効果性</li> <li>・妥当性</li> <li>・公平性</li> </ul> </li> <li>② 職員個人ごとの提案</li> </ul> <p>(3) 提案事項の具現化(意思決定プロセスのルール化) 優秀な提案は施策として実施</p> <p>(4) 「改善報告書」の職員への浸透(全庁的取組へ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各課代表1名で構成する審査委員会を設置し、全ての職員に開かれた取り組みを行う。</li> </ul>	検討	検討・実施	推進	推進	推進	推進	企画財政課	
(2) 提案事項審査委員会の設置		検討	検討・実施						企画財政課

## 1課1事務改善の着眼点

### 1 必要性

- ① 所期の目的を達しているにもかかわらず、現在も行われているものはないか。
- ② 社会情勢の変化により、実情に合わなくなかったものはないか。
- ③ その事務手続はどうしても必要か。

### 2 重要性

- ① 極めてまれにしか起こらないことに対して、常に手間のかかる仕事をやっていないか。

### 3 効果性

- ① 事務事業の効果が薄く、町民サービスの向上に役立っていないものはないか。
- ② 経費や労力と比較して、行政効果の極めて薄いものはないか。
- ③ 以前から習慣的に行われているだけで、ほとんど役に立っていないものはないか。

### 4 妥当性

- ① 現在行っている事務事業は、本来、行政が実施するのが適当か。
- ② 町が直接実施するよりも、関係団体、ボランティア等町民の自治的活動に委ねたほうがよいものはないか。
- ③ 町が直接実施するよりも、民間に任せたほうが効率的なものはないか。

### 5 公平性

- ① 特定の町民のためのサービスとなっていて、公平性を欠いているものではないか。
- ② 受益と負担のバランスは客観的にみて妥当か。

〔4〕行財政改革プログラム(取組事項シート)

取組事項	6 電子自治体の推進	実施項目	①	電子自治体の構築(電子申請に向けた取り組みなど)					所管課
				17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
(1) 電算処理・運用方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>電算委託業務のあり方を検証し、経費の削減を図る。</li> <li>各種申請書のHPでの公開及びダウンロードサービスの提供とその受付方法を確立する。</li> </ul>	実施	実施	実施	実施	実施	実施	全庁	
(2) 電子申請に向けた取り組み(再掲)		検討	検討	実施	実施	実施	実施	全庁	
(3) 庁内情報化の推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>①総合行政情報システムの構築(再掲)</li> <li>②基幹システムの再構築</li> <li>③電子決裁システム導入の検討</li> <li>④計画的なOA機器の導入(再掲)</li> <li>⑤戸籍事務の電算化</li> <li>⑥総合行政ネットワーク(LGWAN)事業の充実</li> <li>⑦個人情報保護とセキュリティ管理の徹底</li> </ul>	検討 検討 検討 検討 検討 実施済 実施	実施 実施 検討 実施 検討 実施	方針決定 方針決定 実施	実施 実施 実施 実施	実施 実施 実施	企画財政課 関係課 企画財政課 企画財政課 生活環境課 全庁 全庁	
(4) 地域情報化の推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>①「地域情報化計画」の実施計画策定</li> <li>②地域イントラネット基盤整備</li> <li>③ホームページの充実 (例)・議事録の公開</li> </ul>	検討 実施済 実施	検討 実施	検討 実施	実施 実施 実施	実施 実施 実施	実施 実施 実施	企画財政課 企画財政課 全庁
(5) 情報化研修の充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>電子自治体の構築に合わせた情報リテラシー向上のための職員研修の強化</li> </ul>	検討	実施	実施	実施	実施	実施	全庁

〔4〕行財政改革プログラム(取組事項シート)

取組事項	具体的取組内容	実施項目	①		民間委託ガイドラインを策定し、民間事業者参入の検討					所管課
			7	民間委託の調査・検討	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
(1) 民間委託ガイドラインの策定	<p>行政運営の効率化、町民サービスの向上等を図るため、「民間委託ガイドライン」を策定し、民間事業者の参入(嘱託、臨時職員による事務事業の実施も含む)を積極的かつ計画的に実施するかどうかの判断基準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間委託ガイドラインの策定</li> <li>・民間委託移行計画の策定</li> </ul>	検討	検討・策定	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	企画財政課
(2) 直営・民間参入コスト比較表の作成	<p>民間委託へ移行後は、費用対効果などの検証・改善に努めるため、町が直接実施・提供する場合と民間が参入した場合のコスト比較・検討を職員人件費、施設の減価償却等も含めて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直営・民間参入コスト比較表の作成</li> </ul>	検討	検討	検討	作成	作成	作成	作成	作成	企画財政課

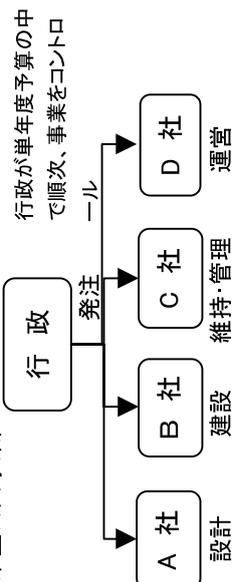
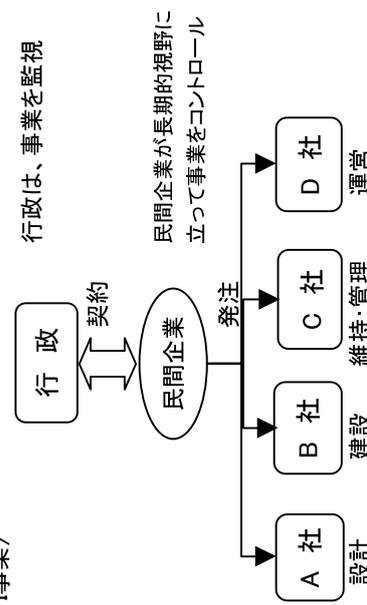
〔4〕行財政改革プログラム(取組事項シート)

取組事項	7	民間委託の調査・検討	実施項目	②	指定管理者制度への移行検討					所管課	
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		22年度
(1) 指定管理者制度の導入		<p>公の施設管理に指定管理者制度を導入し、現在、管理委託を行っている施設については、平成18年度からその新制度に移行する。</p> <p>①指定管理者制度に関する指針の策定作業                  ②公の施設の指 Hands 等に関する条例の制定作業                  ③個々の公の施設の設置条例の制定又は改正作業                  ④指定管理者の選考作業                  ⑤指定管理者指定の議会の議決作業                  ⑥指定管理者との協定の締結作業</p>	検討	実施	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	企画財政課	
(2) 指定管理者制度導入計画の策定		<p>町が直接管理している施設の全てについて、指定管理者制度導入の必要性の有無について検討し、施設ごとの導入計画を策定する。                  (別紙施設一覧参照)</p>		検討	策定						企画財政課

●村田町の施設一覧(付帯資料)

名称	位置	受託団体	所管課	指定管理者の有無	名称	位置	受託団体	所管課	指定管理者の有無
1 村田町デイサービスセンター	足立字上ヶ戸17-5	社会福祉法人 柏松会	健康福祉課	○	34 足立幼稚園	足立字明神93	直営	学務課	
2 谷山ドラゴンズウォーターパーク	足立字天神53	(財)村田町ふるさとプラザセンター	企画財政課	○	35 村田第一小学校	村田字追6	直営	学務課	
3 姥ヶ懐民話の里	小泉字牛石36 外3ヶ所	(財)村田町ふるさとプラザセンター	企画財政課	○	36 村田第二小学校	沼辺字籠田72	直営	学務課	
4 村田町物産交流センター	村田字北塩内41	(財)村田町ふるさとプラザセンター	農林振興課	○	37 村田第三小学校	小泉字南乙内22	直営	学務課	
5 村田町野外活動センター	足立字南谷山1-2	(財)村田町ふるさとプラザセンター	商工観光課	○	38 村田第四小学校	菅生字宮22	直営	学務課	
6 村田町沼辺支所	沼辺字学校前62	直営	沼辺支所		39 村田第五小学校	足立字折越1	直営	学務課	
7 村田町菅生出張所	菅生字宮根59	直営	菅生出張所		40 村田第一中学校	村田字七小路92	直営	学務課	
8 村田町歴史みらい館	村田字追85	直営	みらい館		41 村田第二中学校	沼辺字二丁町32	直営	学務課	
9 村田保育所	村田字北塩内14	直営	健康福祉課		42 村田第二小、村田第二中学校給食 倉共同調理場	沼辺字籠田72	直営	学務課	
10 村田児童館	村田字北塩内1-4	直営	健康福祉課		43 村田町中央公民館	村田字西田28	直営	社会教育課	
11 沼辺児童館	沼辺字籠田27	直営	健康福祉課		44 村田町沼辺地区公民館	沼辺字学校前62	直営	社会教育課	
12 村田町保健センター	村田字西田35	直営	健康福祉課		45 村田町菅生地区公民館	菅生字宮根59	直営	社会教育課	
13 村田町老人憩の家	足立字川原37-1	直営	健康福祉課		46 村田町小泉地区公民館	小泉字古館1-2	直営	社会教育課	
14 村田ふれあいセンター	村田字後田26	直営	健康福祉課		47 村田町西足立地区公民館	足立字明神93	直営	社会教育課	
15 小泉ふれあいセンター	沼辺字南公1-1	直営	健康福祉課		48 村田町東足立地区公民館	足立字岫13	直営	社会教育課	
16 沼辺ふれあいセンター	沼辺字五反田58	直営	健康福祉課		49 村田町姥ヶ懐地区公民館	小泉字朮石29	直営	社会教育課	
17 小泉児童遊園	小泉字南乙内22	直営	健康福祉課		50 村田町民体育館	村田字塩内2	直営	社会教育課	
18 後田児童遊園	村田字後田26	直営	健康福祉課		51 村田町村田商人やましよう記念館	村田字町191	直営	商工観光課	
19 菅生児童遊園	菅生字宮22	直営	健康福祉課		52 町営石生住宅	村田字石生地内	直営	建設課	
20 足立児童遊園	足立字明神83	直営	健康福祉課		53 町営金谷住宅	村田字金谷地内	直営	建設課	
21 金谷児童遊園	村田字金谷32	直営	健康福祉課		54 町営川畑住宅	村田字川畑地内	直営	建設課	
22 新生児童遊園	村田字石生36-1	直営	健康福祉課		55 町営新石生住宅	村田字石生地内	直営	建設課	
23 寄井児童遊園	沼辺字籠田27	直営	健康福祉課		56 町営北の内住宅	村田字北/内地内	直営	建設課	
24 相山公園	村田字相山1	直営	建設課		57 町営石生集会所	村田字石生地内	石生地区振興会	建設課	
25 北沢公園	村田字西ヶ丘9	直営	建設課		58 町営金谷集会所	村田字金谷地内	金谷町内会	建設課	
26 塩内公園	村田字塩内1	直営	建設課		59 町営川畑住宅駐車場	村田字川畑地内	直営	建設課	
27 城山公園	村田字追3-3	直営	建設課		60 町営新石生住宅駐車場	村田字石生地内	直営	建設課	
28 新小谷地公園	沼辺字新小谷地3-1	直営	建設課		61 町営石生住宅駐車場	村田字石生地内	直営	建設課	
29 村田町ゲートボール場	村田字塩内109	直営	社会教育課		62 町営北の内住宅駐車場	村田字北/内地内	直営	建設課	
30 村田幼稚園	村田字北塩内41	直営	学務課		63 町営金谷住宅駐車場	村田字金谷地内	直営	建設課	
31 沼辺幼稚園	沼辺字籠田72	直営	学務課		64 菅生地区農業集落排水処理施設	菅生字大館35	直営	建設課	
32 小泉幼稚園	小泉字古館1-2	直営	学務課		65 村田町相山浄水場	村田字七小路135-114	直営	水道事業課	
33 菅生幼稚園	菅生字宮22	直営	学務課						

〔4〕行財政改革プログラム(取組事項シート)

<p>具体的推進方策</p>	<p>7 民間委託の調査・検討</p>	<p>実施項目</p>	<p>③</p>	<p>PFI手法の適切な活用の検討</p>				
<p>取組事項</p>	<p>具体的取組内容</p>		<p>実施予定時期</p>					
<p>(1)施設整備に係る新しい整備手法等の導入の検討</p>	<p>施設整備費用の削減やより質の高い公共サービスの提供が期待できる民間の資金、経営能力、技術的能力を活用する新しい整備手法(PFI)の導入を検討し、基本方針を策定する。          ・PFI手法導入基本方針の策定</p> <p>図1 従来型公共事業とPFI事業          (従来型公共事業)</p>  <p>図2 (PFI事業)</p>  <p>行政は、事業を監視          民間企業が長期的視野に立って事業をコントロール</p>		<p>17年度</p>	<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	<p>20年度</p>	<p>21年度</p>	<p>22年度</p>
		<p>調査研究</p>	<p>検討</p>	<p>策定</p>				<p>所管課          企画財政課</p>

〔4〕行財政改革プログラム(取組事項シート)

取組事項	8	情報公開の推進による透明性の向上	実施項目	①	町政情報の透明化の推進/情報公開制度の充実					所管課
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
(1) 行政情報の公開の推進		<p>具体的取組内容</p> <p>町政に対する町民の理解と信頼を確保し、町民参加の促進と公正で透明な行政運営を図るため、下記項目等について広報紙やインターネットを通じて情報の提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員及び給与の状況の公表</li> <li>・ 財政状況の公表</li> <li>・ バランスシートの作成及び公表</li> <li>・ 行政コスト計算書の作成及び公表</li> <li>・ 行政評価の結果の公表</li> <li>・ 行政の計画や目標の公表</li> <li>・ 行財政改革の進捗状況の公表</li> </ul>	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	総務課 企画財政課	
(2) 監査委員による監査の充実強化		<p>具体的取組内容</p> <p>独立性、専門性、透明性などの監査機能の強化が求められており、監査委員による監査の充実強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政援助団体監査の実施</li> <li>・ 行政監査の実施</li> <li>・ 監査結果等の公表</li> </ul>	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	監査委員	
(3) 情報公開制度の推進		<p>具体的取組内容</p> <p>情報公開制度に迅速な対応ができるように、公文書目録のデータベース化に取り組む。</p>	実施	実施	実施	実施	実施	実施	全庁	
(4) 会議の公開の推進		<p>具体的取組内容</p> <p>開かれた町政を推進するため、審議会等の会議の情報提供について検討し、会議運営の透明性や公平性の確保に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議公開に関する指針作成の検討</li> <li>・ 会議録の公表に関する指針作成の検討</li> </ul>	検討	検討	検討			検討	全庁	

〔4〕行財政改革プログラム(取組事項シート)

取組事項	8 情報公開の推進による透明性の向上	実施項目	②	住民ニーズの把握と説明責任の促進					所管課
				17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
(1) 広報広聴機能の充実	<p>具体的取組内容</p> <p>より多くの住民の声を取り入れられた町政を推進するため、広聴機能の充実を図り、町政に対する住民の理解を深める。</p> <p>① 住民懇談会の開催 町政運営に関する意見や要望を広く把握するため、住民懇談会を開催する。</p> <p>② 出前講座の開設 住民が知りたい制度や行政システムなどを職員が直接出向いて説明する出前講座を開設する。</p> <p>③ 住民アンケートの実施(住民モニター制度を含む) 迅速に住民の意向を把握するため、臨時的、簡易的なアンケート協力のもと実施する。</p> <p>④ パブリックコメント制度導入の検討 行政機関などの意思決定過程において広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して意思決定を行う。</p> <p>⑤ ラウンドテーブル・ワークショップによる意見交換の場の設定 ラウンドテーブル(円卓会議)・ワークショップ(専門家の意見を参考にしながら、参加者が特定の問題の解決に向かっていく研究集会のこと)という手法を活用する。</p> <p>⑥ 広報紙の充実</p> <p>⑦ ホームページの充実(再掲)</p>	実施	実施	実施	実施	実施	実施	総務課 企画財政課	
		検討	検討・実施	実施	実施	実施	実施	全庁	
		検討	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	全庁	
		検討	検討						
		検討	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	全庁	
		実施	実施	実施	実施	実施	実施	総務課	
		実施	実施	実施	実施	実施	実施	全庁	

〔4〕行財政改革プログラム(取組事項シート)

取組事項	9 住民と行政の協働の推進	実施項目	①	自治基本条例の検討				所管課
				17年度	18年度	19年度	20年度	
(1)自治基本条例の検討	<p>住民の幅広い議論と参画のもとで、住民自治、人権、環境など自治体の基本的な理念と原則を明らかにした条例を制定する方向で検討を行う。</p> <p>① (仮称)まちづくり委員会の設置 (委員で構成し、住民と行政の協働のあり方を核に、自治基本条例の必要性に迫る作業を行う。) ▽協働のあり方の視点 (1)住民(家庭・隣組・地域コミュニティなど)でできること (2)行政と住民が協力連携してできること (3)行政が中心に担うべきこと</p> <p>② ワークショップ等の組織化→条例素案の策定作業 (委員が核となり、多くの町民を巻き込んで議論する)</p> <p>③ 条例の制定→町総合計画への橋渡しを念頭に行う。</p>	検討	検討	実施	実施			企画財政課
		検討	検討	検討・実施	実施	実施		企画財政課
				検討	検討		検討	実施

〔4〕行財政改革プログラム(取組事項シート)

取組事項	具体的取組内容	実施項目					所管課
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
9 住民と行政の協働の推進	地域活動組織(コミュニティ組織)の育成・充実 行政支援体制の確立	②					
具体的推進方策							
取組事項	<p>自治体内分権とは、地域住民組織への決定権限の移譲と いった地域住民への分権を意味するとともに、それぞれの地 域住民組織の意向を自治体の意思決定に取り入れ、地域二 一ズに即した施策を推進する試みを指す。</p> <p>① 新たな住民自治の仕組みを検討し、基本構想を策定する。 ・自治体内分権が可能な地域活動組織のあり方 ・行政の役割、住民の役割の明確化</p> <p>② コミュニティ組織の構築を効率的に行うための計画の策定 (地域区分をどのようにし、構築等をどうするかなど)</p> <p>③ コミュニティ組織の構築</p> <p>④ コミュニティ組織ごとに地区計画の策定</p> <p>⑤ (仮称)地区総合補助金制度の導入検討</p> <p>① 住民との協働を推進する観点から、町民団体等の自主、自 立的な運営の確立を図るとともに行政の関与のあり方を検討 する。</p> <p>② NPO、住民ボランティア等の統一した支援窓口の設置。</p> <p>③ 地域センター(コミュニティセンター・NPOセンター等)の設置。 (公民館・統合により廃校となる学校等の活用など)</p>	調査	検討	検討	検討	検討	実施
		調査	検討	検討	検討	検討	実施
		調査研究	検討	検討	検討	方針決定	全庁
(2)町民団体の自主的 活動の促進		検討	検討	検討	検討	方針決定	企画財政課
		検討	検討	検討	検討	方針決定	企画財政課

〔4〕行財政改革プログラム(取組事項シート)

取組事項	10 財政運営の適正化	実施項目	①	経費の削減及び抑制					所管課
				17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
(1) 物件費の削減と抑制	<p>経費の削減及び抑制にあたっては、「発想の転換」あるいは「創意工夫」など、常にコスト意識を持ち、徹底した経費節減に努める。</p> <p>旅費の見直し(日当支給の区域など) 報償費、交際費(各種総会、大会等の記念品、交際費)の節減 需用費の節減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務用消耗品費の節減</li> <li>・ コピー用紙の節減</li> <li>・ LAN・パソコンの有効活用によるペーパーレス化</li> <li>・ 消耗品の在庫分の集中管理の実施、消耗品購入何いの徹底</li> <li>・ 職員制服の廃止</li> <li>・ 印刷製本費の節減</li> <li>・ 加除式書籍購入の見直し</li> <li>・ 定期購読書物・新聞等購入の見直し</li> <li>・ 郵便料・電話料等通信運搬費の経費節減</li> <li>・ FAX及びEメールの活用、簡易な通知文書用として葉書の使用</li> <li>・ 省エネ、省資源のためにも、消灯の励行等の実施</li> <li>・ 公用車の有効利用(公用車の一括管理システムを導入するとともに、可能な範囲で小型化、低公害化車両の導入に努める。)</li> </ul>	<p>実施済 検討 実施</p>	<p>実施 実施</p>	<p>実施 実施</p>	<p>実施 実施</p>	<p>実施 実施</p>	<p>総務課 総務課 全庁</p>		
(2) 補助費等の見直し	<p>広域行政負担金の徹底した見直し 外郭団体の自立の促進化</p>	<p>検討 検討</p>	<p>検討 検討</p>	<p>実施 実施</p>	<p>実施 実施</p>	<p>実施 実施</p>	<p>全庁 全庁</p>		

〔4〕行財政改革プログラム(取組事項シート)

取組事項	10 財政運営の適正化	実施項目	②	自主財源の確保					所管課
				17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
(1) 町税等収納率の向上	<p>町税等の収納率の向上と維持を図るため、数値目標を設定し積極的に臨戸訪問や電話督促を行うなど、収納対策の強化を図る。</p> <p>また、町税等収納の公平性を確保するため、滞納制限については、具体的に調査、検討し、実施にあたっては、広く町民に公表することにより納税に対する理解を求め。</p> <p>① 税務課内徴収体制の強化            ② 滞納整理の強化(早期催促・戸別訪問・納税相談・法定処分)            ③ 職員研修の徹底(徴税吏員としての資質向上)</p>	実施	実施	実施	実施	実施	実施	税務課	
(2) 遊休資産の処分と活用	<p>町が保有している遊休資産の情報をリアルタイムで共有し、必要に応じて売却などの有効な活用を図る。</p> <p>また、売却予定物件については、特に、積極的に情報の提供を図り、財源不足の解消等に取り組む。</p>	実施	実施	実施	実施	実施	実施	企画財政課	
(3) 各種基金の再編	<p>特定目的基金や定額運用基金についての設置目的や運用のあり方について検討し、基金の再編を図る。</p>	検討	実施					企画財政課	
(4) 新税財源の調査検討	<p>制限税率の撤廃など地方税の改正等に伴い、税制度の見直しを含めて新たな税財源に関する検討を行い、財源の確保に努める。</p> <p>・都市計画税導入の検討など</p>	検討	検討	検討				税務課 企画財政課 全庁	

〔4〕行財政改革プログラム(取組事項シート)

取組事項	10 財政運営の適正化	実施項目	③	使用料・手数料の見直し				所管課
				17年度	18年度	19年度	20年度	
(1)基本的な考え方の見直し	<p>受益者負担の適正化を図るため、使用料・手数料の中で、町民の負担に不均衡を生じているもの、時代の変化に照らして適正さを欠いているもの、他の自治体と比較して低額なもの、経費に比べて負担の低額なもの等について、定期的(3年)に見直しを行い、次に掲げる項目など適正化と財源の確保を図る。</p>	検討	検討	実施			全庁	
(2)公共施設の料金体系の見直し	<p>① わかりやすい料金の設定 (季節区分、時間区分の廃止と全時間共通の1時間単位の料金設定など) ② 個人料金制の導入 ③ 機能類似施設間の料金の統一 ④ コストを反映させた料金体系の確立 ⑤ 減免基準の検討 ⑥ 道路占用料の適正化 ⑦ 公有財産使用料の適正化</p>	検討	検討					
(3)事務手数料の見直し	(1)の基本的な考え方の趣旨に沿って、事務手数料の適正化について、定期的(3年)に見直しを図る。	検討	検討	検討			全庁	
(4)保育料の見直し	(1)の基本的な考え方の趣旨に沿って、保育料の適正化について、見直しを図る。	検討	検討	検討			子育て支援課	
(5)幼稚園授業料の見直し	(1)の基本的な考え方の趣旨に沿って、幼稚園授業料の適正化について、見直しを図る。	検討	検討	検討			教育委員会	

〔4〕行財政改革プログラム(取組事項シート)

取組事項	10 具体的推進方策	財政運営の適正化	実施項目	④	特別会計事業の健全化					所管課
					17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
(1) 基本的な考え方		<p>図るとともに、整理・統合を含めたコストの引き下げ方法を検討する。</p>								
(2) 特別会計事業の健全化		<p>図るとともに、整理・統合を含めたコストの引き下げ方法を検討する。</p> <p>① 国民健康保険特別会計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収納率の向上 (国民健康保険財政の健全化を図るため、滞納世帯への戸別訪問、納付指導などを行い、収納率の向上を図る。)</li> <li>・ 保険税額の定期的な見直し</li> </ul> <p>② 公共下水道事業特別会計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道使用料の定期的な見直し (健全な財政運営に資するため、経費に見合った下水道使用料の確保に努める。)</li> <li>・ 水洗化の促進 (公共下水道の整備の現状を踏まえ、使用料収入の確保を図るため、未水洗家屋の実態を把握し、戸別訪問等を行うなど、水洗化の促進を図る。)</li> </ul> <p>③ 上水道事業特別会計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営の安定化 (景気の低迷、人口減など水需要の減少が見込まれる厳しい経営環境の中、老朽施設等の計画的更新を図りながら安定給水を維持するとともに、使用料の抜本的な見直しを図る。)</li> </ul>	検討	実施	実施	実施	実施	実施	実施	町民生活課 税務課
(3) 特別会計繰出金の抑制		<p>特別会計における独自収入の確保や事業費及び起債額の抑制などにより、特別会計に対する一般会計からの繰出金を抑制する。</p>	検討	実施	実施	実施	実施	実施	実施	水道事業課

## 参 考 资 料

---

■村田町行財政改革推進本部名簿

本部長 佐藤 洋治 町長  
 副本部長 斎藤 武士 助役  
 副本部長 吉野 薫 教育長  
 本部員 大沼 忠 収入役  
           上田万作一 総務課長  
           高橋 徳夫 総合政策室長  
           寒風沢正明 企画財政課長  
           大島 隆雄 税務課長  
           新貝 隆一 収納対策室長  
           大内 光夫 生活環境課長  
           澤野 一弘 健康福祉課長  
           佐藤 正 農林振興課長  
           真壁 徳一 商工観光課長  
           柴崎 弘 建設課長  
           菊地 昌博 地域再生推進室長  
           岡崎 健 管財課長  
           桜中 隆美 会計課長  
           高城 茂 水道事業課長  
           安田 晴一 沼辺支所長  
           佐藤 正一 菅生出張所長  
           大沼 莊一 議会事務局長  
           村上 利仁 学務課長  
           大沼 孝魂 社会教育課長  
           鹿又 博 歴史みらい館事務局長

■村田町行財政改革懇談会委員名簿 (敬称略)

会長 榊原 庸雄 教育委員会委員長  
 副会長 安部 哲男 行政相談委員  
 委員 大泉 武夫 議会議長  
 委員 太田 正久 行政委員会会長  
 委員 八巻 勇蔵 農業委員会会長  
 委員 増田 敏昭 商工会会長  
 委員 桜中 辰則 県PTA副会長  
 委員 渡辺 安光 沼辺地区公民館長  
 委員 小室 正 西足立地区公民館長  
 委員 我妻 孝一 町勤労者協議会長  
 委員 千葉 愛子 学識経験者  
 委員 大沼 悦子 学識経験者  
 委員 佐藤美智恵 学識経験者  
 委員 高橋 洋平 公募委員  
 委員 佐藤 幸吉 公募委員

■村田町行財政改革推進プロジェクトチーム員名簿

リーダー 大槻 章 総務課課長補佐 井上 文子 学務課長補佐  
 副リーダー 八巻 公明 企画財政課課長補佐 高橋 定光 社会教育課課長補佐  
 チーム員 佐藤 英雄 農林振興課課長補佐 田山 芳明 商工観光課課長補佐  
           小原日出美 健康福祉課課長補佐 佐山 正信 農林振興課係長  
           赤間 雅夫 水道事業課課長補佐 高橋 裕子 生活環境課課長補佐  
           渡辺 明夫 建設課課長補佐 鈴木 透 税務課課長補佐  
           半沢喜代志 建設課係長 草川 道孝 企画財政課係長  
           高橋 博行 生活環境課係長 太田 光広 総務課係長

■事務局(総合政策室) 小林 一彦(室長補佐) 森 晶子(係長) 岩間 雅子(主事)

## 村田町行財政改革推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な自治体経営の確立に向けて、行財政の改革を全庁的に審議し、推進するため、村田町行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革大綱の策定及び推進に関すること。
- (2) 行財政改革実施計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には町長を、副本部長には助役及び教育長を、本部員には庁議を構成する課長等をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第3条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

### (会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

### (プロジェクトチーム)

第5条 本部長は、本部に付議すべき事案等に関し、専門的かつ実務的な検討を行わせるため、本部に行財政改革推進プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を置くことができる。

- 2 PTには、リーダー、サブリーダー及びチーム員を置き、新総合計画進行管理委員会専門部会の部員をもって組織する。
- 3 リーダー及びサブリーダーは、前項の規定により組織されたチーム員の中から本部長が指名した者をもって充てる。
- 4 リーダー及びサブリーダーは、相互に協力し、PTの運営を総理するとともに、求めに応じて本部の会議に出席し、PTの検討結果等を報告するものとする。

### (意見の聴取等)

第6条 本部は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は本部員以外の者から資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 本部及びPTの庶務は、総務課総合政策室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 村田町行財政改革懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な自治体経営のあり方について、広く提言又は意見を求めるため、村田町行財政改革懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 懇談会は、村田町の行財政改革大綱の策定及びその推進について協議し、その結果を町長に提言する。

### (設置期間)

第3条 懇談会の設置期間は、この要綱の施行の日から平成18年3月31日までとする。

### (組織)

第4条 懇談会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、町政について優れた識見を有する者、公共的団体からの推薦等による者及び公募による者のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する設置期間の末日までとする。ただし、委員が欠けたときは、補欠の委員を選任することができる。

### (会長及び副会長)

第5条 懇談会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇談会の会議は、必要に応じて町長が招集し、会長が議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

### (関係者の出席等)

第7条 懇談会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提供を求めることができる。

### (庶務)

第8条 懇談会の庶務は、総務課総合政策室において処理する。

### (補則)

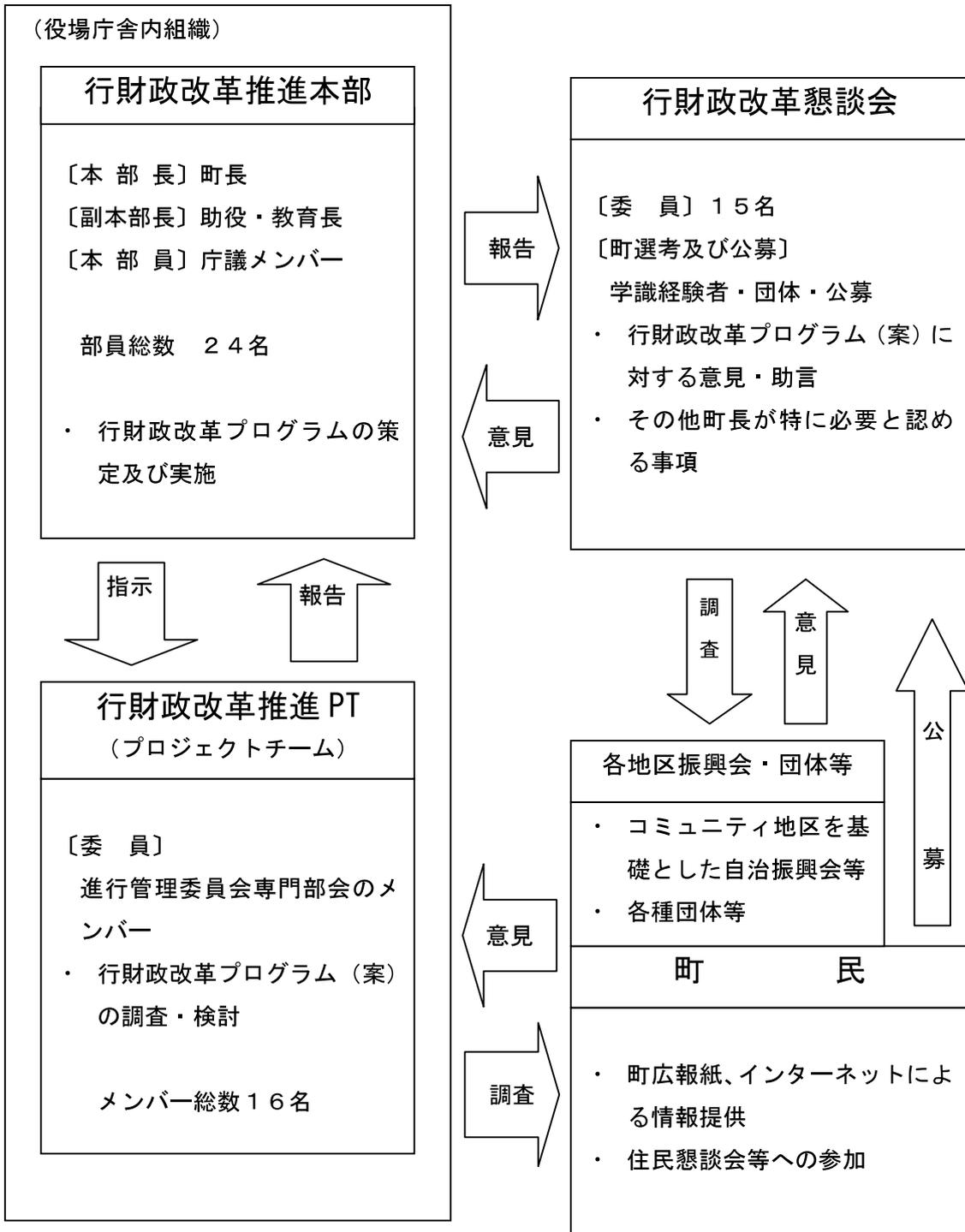
第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、平成18年3月31日限り、その効力を失う。

## ◇行財政改革プログラム推進の体制



行財政改革プログラム策定工程表

